

事 務 連 絡  
令和6年3月28日

各事務(管理)所長 殿

用 地 調 整 官

補償関係コンサルタント業務における配置予定主任担当者の  
補償コンサルタントCPD評価項目の取扱いについて(通知)

標記について、「補償コンサルタント業務における配置予定主任担当者の補償コンサルタントCPD評価項目の取扱いについて」(令和5年3月10日付け、用地調整官から各事務(管理)所長あて事務連絡)により通知されているところですが、下記の取扱いとすることとしたので通知します。

なお、「補償関係コンサルタント業務における配置予定主任担当者の補償コンサルタントCPD評価項目の取扱いについて」(令和5年3月10日付け事務連絡)は廃止します。

記

1. 対象業務

プロポーザル方式及び総合評価落札方式

2. 補償コンサルタントCPDの評価について

補償コンサルタントCPDの評価は、補償コンサルタントCPD協議会が発行する「補償コンサルタントCPD学習プログラム取得ポイント証明書」において、補償コンサルタントCPD協議会が推奨するポイント(30ポイント/年)を満たしている場合に評価する。

3. 配置予定主任担当者のCPD単位取得状況の証明について

- ・単位取得の証明は、公示日から過去1年以内、又は公示日から参加表明書提出期限日までに発行されたものであること。
- ・単位取得証明期間は1年とし、公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。

4. 配点設定例

CPDの取得状況の配点は「1点」とする。

## 5. 適用時期

令和6年4月1日以降に公示する業務から適用する。

## 補償コンサルタント CPD の評価の要旨について

### (1) 概 要

補償コンサルタント CPD は、補償コンサルタント業務に携わる技術者が、業務を通じた正当な補償の実現が国民の福祉増進に寄与するものであることを認識し、研修・講習会、講演会、研究発表会、シンポジウムなど各種プログラムによる自己研鑽の活動を通じて、必要な技術力と資質の維持・向上を図ることを目的とした制度。

### (2) 対象業務

プロポーザル方式及び総合評価落札方式

### (3) 補償コンサルタント CPD の評価

補償コンサルタント CPD の評価は、業者から提出された「補償コンサルタント CPD 学習プログラム取得ポイント証明書」に記載の「取得ポイント」と「証明期間」が、補償コンサルタント CPD 協議会が推奨するポイントである、30 ポイント/年を満たしている場合に評価する。

【補償コンサルタント CPD 協議会が推奨するポイント：  
30 ポイント/年以上 又は 150 ポイント/5 年以上】

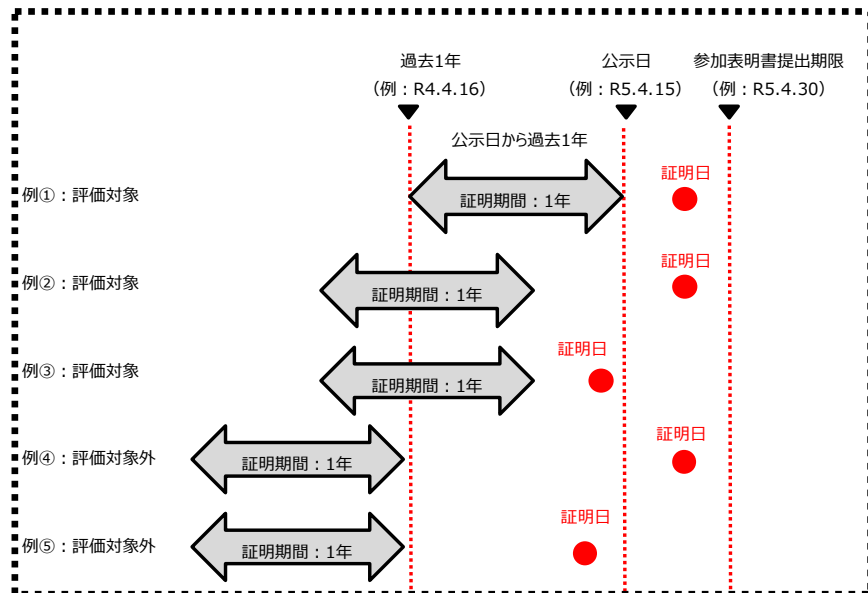
#### ※配点例（総合評価落札方式／入札段階での技術評価）

評価項目	評価の着目点			【現状】配点例 主任担当者	【見直し】配点例 主任担当者
配置予定 主任担当 者の経験 及び能力	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の 内容	10 (8)	9 (7)
			(省略)		
	CPDの取得状況			—	1 (1)

( ) : 技術提案簡素化型

(4) 評価にあたっての留意点

- ①取得ポイント証明書の証明日及び証明期間については以下のとおり。
- 証明日：公示日から過去1年以内、又は公示日から参加表明書提出期限日までに発行されたものであること
  - 証明期間：公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること（証明期間の一部に公示日の翌日以降の日付は含まないこと）



- ②取得ポイント証明期間は1年とする。  
 但し、取得ポイント証明期間が  
 ・1年未満のもの ⇒ 1年とみなして評価する

【例1】取得ポイント証明期間1年(R5.4.1～R6.3.31)で40ポイント  
 ⇒ 40ポイント ≥ 30ポイント(推奨ポイント) のため加点する

【例2】取得ポイント証明期間10ヶ月(R5.6.1～R6.3.31)で20ポイント  
 ⇒10ヶ月は1年とみなす  
 20ポイント < 30ポイント(推奨ポイント) のため加点しない

※これにより難しい場合は別途用地部協議とする。

- ③インターネットでの検索結果の写しは評価しない(補償コンサルタント CPD 協議会が発行する取得ポイント証明書のみで評価)。  
 ※あくまで、「取得ポイント証明書のみで評価する」ものであり、補償コンサルタント CPD プログラム学習履歴証明書等、他の資料により評価はしないこと。

(5) 適用時期

令和6年4月1日以降に公示する業務から適用する。

## 証明書様式2

補償コンサルタントCPD学習プログラム  
取得ポイント証明書

氏 名

登録番号

所 属

○公示日 : R6.4.15

○参加表明書提出期限 : R6.4.30

上記の者の取得ポイント数について以下のとおり証明します。

証 明 期 間	② 令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
取得ポイント数	③ 40 ポイント

①

令和6年4月10日

補償コンサルタントCPD協議会



証明書番号 CPDCA- -

## 【例1】

①証明日（R6.4.10）は公示日から過去1年以内 ⇒OK

②証明期間（R5.4.1～R6.3.31）は、1年  
公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれる ⇒OK

③取得ポイント40ポイントで推奨ポイント（30ポイント/年）以上 ⇒OK

⇒加点する

## 証明書様式2

補償コンサルタントCPD学習プログラム  
取得ポイント証明書

氏 名

登録番号

所 属

○公示日 : R6.4.15

○参加表明書提出期限 : R6.4.30

上記の者の取得ポイント数について以下のとおり証明します。

証 明 期 間	② 令和5年6月1日 ～ 令和6年3月31日
取得ポイント数	③ 20 ポイント

① 令和6年4月20日

補償コンサルタントCPD協議会



証明書番号 CPDCA- -

## 【例2】

①証明日（R6.4.20）は公示日から参加表明書提出期限日（R6.4.30）まで ⇒OK

②証明期間（R5.6.1～R6.3.31）は、10ヶ月（1年に切り上げて評価）  
公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれる ⇒OK

③取得ポイント20ポイントで推奨ポイント（30ポイント/年）未満 ⇒NG

⇒加点しない